

# 重要事項説明書

医療法人社団綱島会

あなたに対する地域密着型通所介護の提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団綱島会
代表者名	理事長 綱島 陽子
設立年月日	1997年 5月 14日
事業所所在地	姫路市御立西4丁目1番25号
電話番号	079—292—1109
FAX 番号	079—292—3067
関連グループ	・ 居宅支援事業所コウセイ ・ ヘルパーステーションふくろう ・ 通所リハビリテーションデイケア ・ 介護医療院 ・ 訪問看護ステーションあすなろ ・ 訪問リハビリテーション ・ 老人保健施設つなしま ・ サービス付き高齢者住宅コウセイケアホーム

## 2. 事業所概要

事業所名	厚生病院 デイサービス
所在地	姫路市御立西4丁目1番6号
電話番号	079—299—3903
FAX 番号	079—299—3911
事業者番号	兵庫県2874001882
開設年月日	2002年10月1日
管理者	幸田 恭典
サービス提供地域	姫路市(ただし、家島、安富町、香寺町を除く)
サービス提供日時	9:00～16:30(月曜日から土曜日及び国民の祝日) ※ただし1月1日～1月3日は除く
建物構造	鉄筋コンクリート3階建て1階部分
延べ床面積	43.89㎡
利用定員	16人
最寄りの交通機関	JR 姫路駅より神姫バス白鳥台行き、河原バス停下車

### 3. 事業所の目的と運営方針

#### (1) 目的

専門職員の関わりにより、要介護者の社会的孤立や閉じこもりを防止・軽減し、社会の一員としての意欲の維持・心身機能の回復・日常生活の維持を図るとともに、ご家族の介護負担を軽減し、在宅介護のゆとりと意欲を継続していくことを目的とする。

#### (2) 運営方針

ご利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービス提供を行います。

ご利用者の住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況を的確に把握し、機能訓練その他必要なサービスをご利用者の希望に添って適切に提供します。

### 4. 職員体制

(令和 年 月 日現在)

	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤		3			3	2		
非常勤				2				2

### 5. サービスの提供に当たって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。

住所等に変更があった場合は速やかにお知らせください。

(2) ご利用者に係る「居宅サービス計画」に基づき、ご利用者及びご家族の意向を踏まえて、「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、ご利用者又はご家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付します。

(3) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画」は、ご利用者等の心身の状況や意向等の変化により、必要に応じて変更することができます。

## 6. サービス利用料金

負担割合証による負担割合で1割～3割負担になります。

※介護報酬告示額に、姫路市の7級地域加算（1単位＝10.14円）をかけて計算した金額です。

### ・介護保険給付サービス

#### 【基本通所介護費】

・サービス提供時間 7時間以上8時間未満の場合

要介護度別の 給付単位数	要介護1 753単位	要介護2 890単位	要介護3 1,032単位	要介護4 1,172単位	要介護5 1,312単位
サービス利用料金	7,635円	9,024円	10,464円	11,884円	13,303円
(1割負担)	764円	903円	1,047円	1,189円	1,331円
(2割負担)	1,527円	1,805円	2,093円	2,377円	2,661円
(3割負担)	2,291円	2,708円	3,140円	3,566円	3,991円

#### 【加算・減算】

##### ①入浴介助加算

※一般浴または機械浴での入浴サービスを実施した場合の費用です。

	給付単位数	1回の料金	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
入浴介助加算Ⅰ	40単位	405円	41円	81円	122円

##### ②生活機能向上連携加算

※自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、個別機能訓練のアセスメント、計画、評価を行います。

	給付単位数	1月の料金	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位	2,028円	203円	406円	609円

##### ③科学的介護推進体制加算

※科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、サービスの質の向上を図る取り組みを行います。

	給付単位数	1回の料金	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
加算料金	40単位	405円	41円	81円	122円

④サービス提供体制加算(Ⅰ)

※介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%を超える体制の場合の費用です。

	給付単位数	1回の料金	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
加算料金	22単位	223円	23円	45円	67円

⑤送迎減算

※送迎を実施しなかった場合の片道あたりの減額費用です。

	給付単位数	1回の料金	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
片道あたり	△47単位	△476円	△48円	△96円	△143円

⑥介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

※加算される単位数は、1ヶ月あたりの総単位数に9.2%を乗じて得た単位数により算定されます。

・介護保険給付外のサービス

- ① 食事代(おやつ代込み)
  - ・普通食 1食あたり 580円
  - ・特別食 1食あたり 640円
- ② オムツ代
  - ・Mサイズ 1枚あたり 110円
  - ・Lサイズ 1枚あたり 130円
 紙パンツ代
  - ・1枚あたり 150円
 パッド代
  - ・1枚あたり 30円
 パッド(大)
  - ・1枚あたり 50円
- ③ 連絡帳用ファイル
  - ・1冊あたり 350円
 連絡袋
  - ・1袋あたり 210円
- ④ その他 レク材料費、行事費等、その都度いただく場合があります。

## 7. サービス利用中止

利用者がサービス利用を中止する場合には、厚生病院 デイサービス[電話番号 299-3903]までご連絡ください。なお、月曜日から土曜日までの8:00～18:00までは直接対応できますが、それ以外は留守番電話にての対応になります。

- (1) 利用者の都合でサービス利用を中止する場合には、ご連絡ください。キャンセルは、以下のキャンセル料を申し受けることになります。

当日の8時までに連絡がある場合	無料
当日の8時以降に連絡があった場合	580円または640円(食事代)

- (2) 当事業所の都合によりサービス利用が中止となる場合にはキャンセル料は頂きません。

- (3) 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、バイタルに異常がある場合や体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて、速やかに主治医または当院に連絡をとる等、必要な措置を講じます。

## 8. サービス提供中止

以下の場合には、当事業所の都合によりサービス提供が行えません。また、その場合については、ご自宅へ電話連絡させていただきます。

- (1) 警報が発令したり、降雪などの天候不良により送迎に危険が伴う場合
- (2) 上記以外の理由でデイサービス運営が困難な場合

## 9. 契約の解約

- (1) 利用者は、事業所に対して1週間以上の余裕をもって解約日を連絡していただければ、いつでもこの契約を解除できます。
- (2) 事業所からの解約は、利用者に常識を著しく逸脱する行為がみられるなど契約の継続が困難となった場合とし、その理由を記載した文書を提出いたします。この場合、事業者は「居宅サービス計画」を作成した支援事業者に1ヶ月以上の期間をおき通知いたします。

## 10. サービス休止後のサービス提供の変更

入院などの理由で、1ヶ月以上にわたってサービスを休止された場合、再開後以前と同様の曜日や回数でサービス提供ができない場合があります。

## 11. 苦情申し立て窓口

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にて対応いたします。

厚生病院デイサービス ご利用者相談窓口	受付時間	月曜日～土曜日 9:00～16:30
	電話番号	079-299-3903
	FAX 番号	079-299-3911
	管理者	幸田 恭典

(2) 公的機関においても、苦情申し立てができます。

姫路市介護保険課	受付時間	平日 8:35～17:20
	電話番号	079-221-2923
	所在地	姫路市安田4丁目1番地
兵庫県国民保険団体連合会 介護福祉課苦情相談係	受付時間	平日 8:45～17:15
	電話番号	078-332-5617
	FAX 番号	078-332-5650

## 12. サービス実施記録

(1) サービスを実施した際に、サービス実施記録にサービス日時・サービス内容を記載します。

サービスの提供記録は5年間保存します。

(2) サービス実施記録は、ご利用者及びご家族に限り閲覧に応じます。また、ご本人及びご家族に限り実費負担によりその写しを交付いたします。

## 13. 非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

(2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

(3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 14. 運営推進会議について

(1) 事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めます。

(2) 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域の開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。

- (3) 「運営推進会議」の構成員は、ご利用者、ご家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターまたは市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、概ね6ヶ月に1回以上会議を開催します。
- (4) 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とします。
- (5) 「運営推進会議」開催前に、会議の開催に関するご案内及び出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いいたします。

## 15. 秘密の保持

- (1) 事業者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体などに危険がある場合など正当な理由を除いて契約中及び契約終了後第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業者は、職員が退職後、在職中知り得たご利用者又はそのご家族の情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (4) サービス担当者会議や緊急時の連絡等において、ご利用者の個人情報を用いる必要があります。その際、ご利用者もしくはご家族からの同意を得てからとしますので、同意した場合には「個人情報使用同意書」の提出をお願いいたします。同意が得られない場合、サービス調整ができず、一体的なサービス提供ができないことが予測されるためよろしく申し上げます。

## 16. 連絡ノートの使用

連絡ノートは、事業所とご利用者・ご家庭との連絡手段として利用します。連絡ノートには、利用日の血圧・脈拍・体温などの全身状態を記入し、特記事項についてはその都度記載しますので必ず帰宅後にはご確認してください。なお、より良いサービスを提供したいと思っておりますので、ご家庭でお気づきの点や事業所への連絡事項などありましたら積極的にご活用ください。

## 17. 感染の防止

感染となるあらゆる病原菌を「持ち込まない・持ち出さない」という原則に徹しサービス提供を行います。そのため以下のような場合、サービス利用を一時中止させていただく場合があります。

### (1) 感染が疑われる場合

医師の診断を受け、感染の疑いがなくなるまでサービス利用を中止させていただきます。

### (2) 感染症と診断された場合

感染症が治癒するまでサービス利用は中止となります。

他のご利用者への感染を予防するためですので、どうぞご了承ください。また、身体介護の際には使い捨ての手袋などを利用することもあります。

## 18. 身体拘束その他の行動制限

- (1) サービスの提供にあたり、事業者は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し身体的拘束、その他の方法により利用者の行動を制限しないものとします。
- (2) 事業者は、利用者に対し身体的拘束、その他の方法により行動を制限する場合は、当該利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明を行うものとします。また、この場合は、事前又は事後速やかに、当該利用者の家族等に対し、利用者にする行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明するものとします。

## 19. 損害賠償

- (1) サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。
- (2) 当事業所は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の介護保険事業総合保険に加入しています。保険契約の内容についてお知りになりたい時は事業所にて情報開示します。

## 20. ハラスメントについて

利用者や利用者家族からのハラスメント(大声で怒鳴る・理不尽な要求・長時間のクレーム等)は介護サービスの提供を困難にし、かかわった職員の心身に悪影響を与えます。状況によってはサービス提供の中止、又は契約の解除を行うことがあります。

## 21. 頂き物の辞退

当事業所は「皆様にお気遣いなく気軽に利用していただけるサービス提供」を目指しながら看護・介護のプロとして、誇りをもって日々のケアをさせていただいています。

職員一同このような教育指導を受け、一貫した対応を心がけておりますので、どうぞ事業所の姿勢をご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 22. サービス利用にあたっての留意事項

### (1) 送迎時間

予め、ご利用者のご要望をお聞きした上で、当事業所で決めさせていただきます。道路事情等により、送迎時間が多少前後する場合がございます。

### (2) 服装等

上靴はスリッパ以外の履きやすい靴をお願いします。下駄箱がありますので、お預かりします。機能訓練等、運動時にも動きやすい服装でお越しください。

(3) 金銭

人の出入りが多い場所ですので、必要以外の金銭や貴重品の持ち込みはご遠慮ください。

(4) 薬等

利用開始時に内服薬や点眼薬等の確認をさせていただきます。薬内容に変更があった場合、その都度ご連絡ください。薬類は連絡袋に入れてご持参ください。

当事業所は、医療機関ではありませんので、治療や薬の処方はできません。また、緊急時以外の受診の対応もできません。